

1. 障害福祉サービスの体系と支給決定について

(1) 障害福祉サービスの分類について

①介護給付

障がい起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援です。

②訓練等給付

障がい者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援です。

③地域生活支援事業

地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で市町村が実施する事業です。

④地域相談支援給付

地域生活への移行や地域生活の継続を支援します。

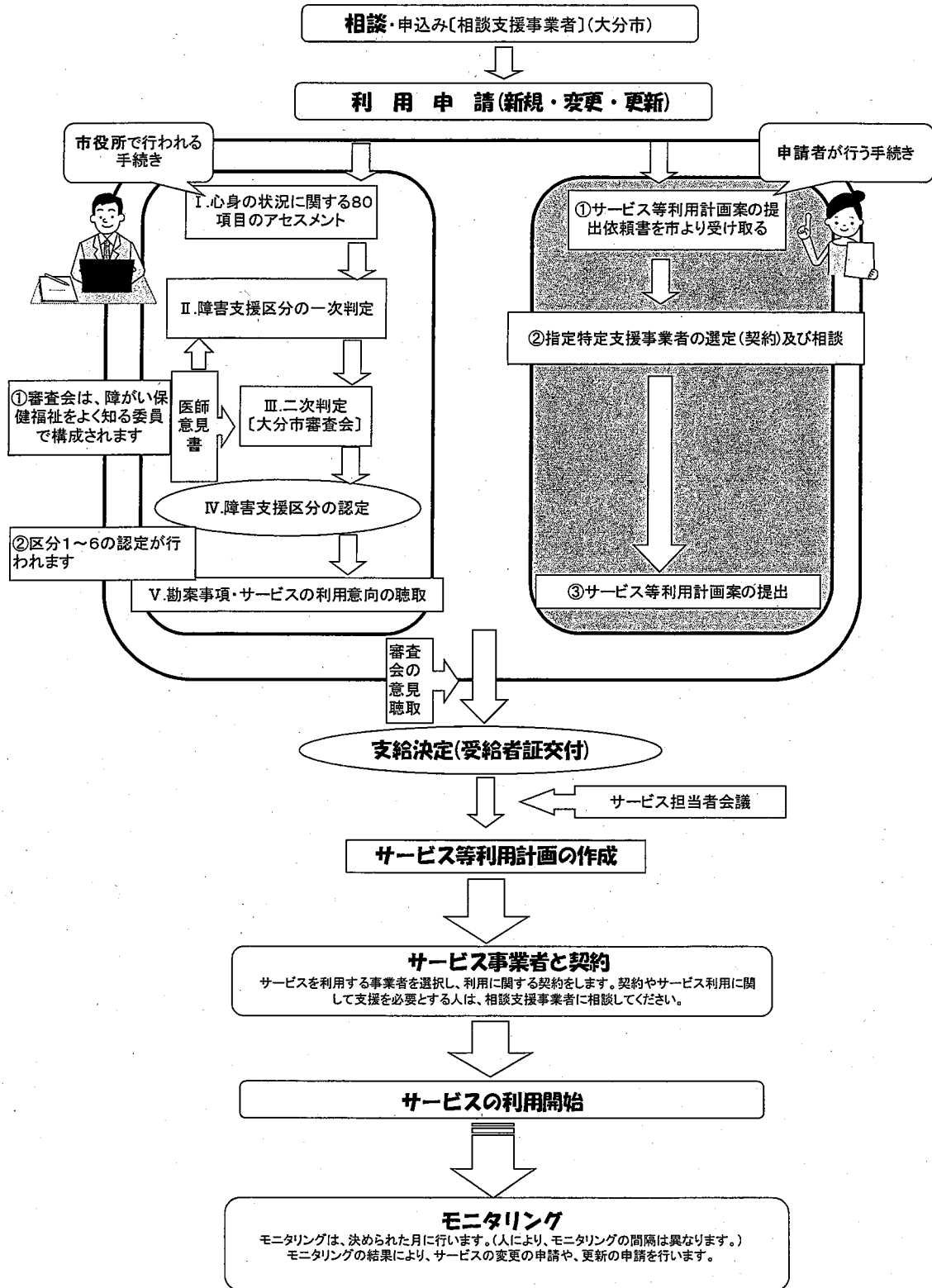
⑤障害児通所支援

障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供します。

法律		サービスの種類		受給者証	
障害者総合支援法	自立支援給付	介護給付	居宅介護	身体介護・家事援助・ 通院等介助・通院等乗降介助	障害福祉サービス受給者証 (青)
			重度訪問介護		
			同行援護		
			行動援護		
			療養介護		
			短期入所		
			生活介護		
			重度障害者等包括支援		
			施設入所支援		
			訓練等給付	自立訓練	
	就労移行支援				
就労継続支援		就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型			
		共同生活援助(グループホーム)			
地域生活支援事業	地域生活支援事業	移動支援		障害福祉サービス受給者証 (青)	
		日中一時支援			
		訪問等入浴サービス			
		地域活動支援センター(Ⅱ型・Ⅲ型)			
地域相談支援	地域相談支援	地域移行支援		地域相談支援受給者証 (緑)	
		地域定着支援			
児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援		障害児通所受給者証 (ピンク)	
		医療型児童発達支援			
		放課後等デイサービス			
		保育所等訪問支援			

(2) 支給決定までの流れについて

次の図のような手続きが必要となります。



(3) 障害支援区分について

障害支援区分とは、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

市町村は、障害支援区分の認定を要する支給申請があったときは、障害支援区分判定審査会の審査及び判定の結果に基づき、申請に係る障がい者の障害支援区分の認定を行います。

サービスによって、障害支援区分の必要なサービスと不要なサービスがあります。

障害支援区分	非該当、1～6までの区分があります。
認定有効期間	有効期間は3年が基本ですが、大分市では3年未満の誕生日末までとしています。また、障がい者の心身の状況を考慮し、審査会の意見により3ヶ月以上3年未満の範囲で短縮することがあります。
留意点	支給量及びサービスの変更を行うにあたり、必要があると認められたときは、障害支援区分の変更の認定を受けることができます。

○障害支援区分の必要なサービスについて

 該当区分

サービスの種類		障害支援区分					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護		■	■	■	■	■	■
同行援護	身体介護あり	■	■	■	■	■	■
行動援護		■	■	■	■	■	■
重度訪問介護		■	■	■	■	■	■
重度障害者等包括支援		■	■	■	■	■	■
短期入所		■	■	■	■	■	■
生活介護	入所	■	■	50歳以上	■	■	■
	通所	■	50歳以上	■	■	■	■
療養介護		■	■	■	■	筋ジス(重心)	ALS
施設入所支援	生活介護	■	■	50歳以上	■	■	■
	訓練等給付	■	■	■	■	■	■
日中一時支援		■	■	■	■	■	■

※地域相談支援、地域生活支援事業(日中一時支援を除く)、同行援護の身体介護を伴わない場合は、障害支援区分は必要ありません。